

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、そうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環

境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例の規定（第9条）に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定が行われたこと、③計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であり、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」としている。この将来像の実現に向けて、基本目標Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、基本目標Ⅱ「循環を基調とする地域社会の

構築」、基本目標Ⅲ「地球環境問題への取組の推進」、基本目標Ⅳ「環境産業の育成」、基本目標Ⅴ「すべての主体が参加する地域社会の形成」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち50項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において進行管理している。

平成21年度は、基本目標Ⅰに関しては、希少野生動植物の追加指定、荒廃竹林の伐採・整理による活力ある美しい里山づくり、温泉資源の保護と適正利用を推進するとともに、親水機能に配慮した多自然川づくり等の取組を行った。

基本目標Ⅱに関しては、県民の日常生活と密接に関係のある大気の常時監視や公共用水域の計画的な調査等により大気・水環境の保全を図ったほか、リサイクル認定製品の利用促進や段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化等地域社会における3Rの推進、不法投棄防止対策等廃棄物の適正処理に係る事業を展開した。特に産業廃棄物については、全国的に不法投棄事案が多く見られることから、監視カメラの設置などにより、生活環境の保全に努めている。

基本目標Ⅲに関しては、「大分県地球温暖化対

策地域推進計画」に基づき、家庭、業務及び運輸の各部門について、削減目標を設定し、各種施策を展開しているが、直近（平成19年度）の二酸化炭素排出量は3部門とも目標値に達していない状況となっている。このような中、廃食油回収システムの構築など低炭素社会づくりを実践するNPO等への支援や業務部門事業所の省エネ設備導入支援を行うほか、排出量取引につながる国内クレジット制度等の活用を推進した。また、家庭部門では住宅用太陽光発電等の導入支援を行うほか、太陽光発電から生じた環境価値を国内クレジット制度活用により地域環境貢献につなげる取組を始めている。

基本目標Ⅳに関しては、廃棄物の減量化・再生利用を推進する新技術・新製品の開発の支援を推進するとともに、循環型環境産業創出につながる事業として、食品残さを利用した飼料利用技術の開発やRPFボイラー燃焼灰のセメント原料として再生利用するための技術開発などに対して支援を

行った。

基本目標Ⅴに関しては、夏の夜の大作戦（キャンドルナイト）や県民一斉ごみゼロ大行動等のキャンペーンや、緑のカーテンの普及促進など、県民総参加によるごみゼロおおいた作戦を展開した。特に平成21年6月から、レジ袋無料配布中止の取組が県内主要スーパー等で始まり、マイバッグ運動を推進した。また、環境教育アドバイザー制度の周知を図り、学校、地域などで環境教育・学習を推進した。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民総参加による美しく快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができた。計画に定められた環境指標の結果は表2のとおりである（詳細は資料編 環境指標一覧）。

表2 計画に定めた環境指標の評価結果

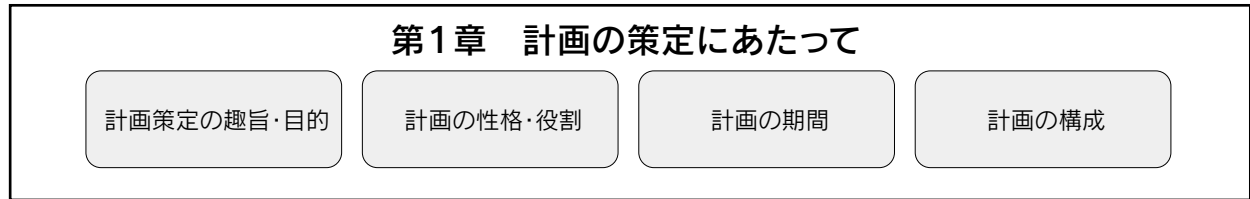
- 基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標Ⅲ 地球環境問題への取組の推進
- 基本目標Ⅳ 環境産業の育成
- 基本目標Ⅴ すべての主体が参加する地域社会の形成

| | 指標 項目数 | A | | B | | C | |
|-------|-----------|----|-------|----|-------|----|-------|
| | | 項目 | 割合(%) | 項目 | 割合(%) | 項目 | 割合(%) |
| 基本目標Ⅰ | 18 | 15 | 83.3 | 3 | 16.7 | 0 | 0 |
| 基本目標Ⅱ | 18 | 11 | 61.1 | 7 | 38.9 | 0 | 0 |
| 基本目標Ⅲ | 6 | 3 | 50.0 | 2 | 33.3 | 1 | 16.7 |
| 基本目標Ⅳ | 3 | 2 | 66.7 | 1 | 33.3 | 0 | 0 |
| 基本目標Ⅴ | 5 | 4 | 80.0 | 1 | 20.0 | 0 | 0 |
| 合計 | 50 | 35 | 70.0 | 14 | 28.0 | 1 | 2.0 |

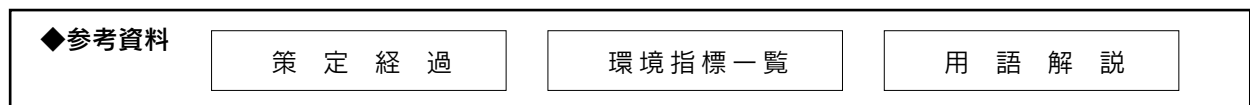
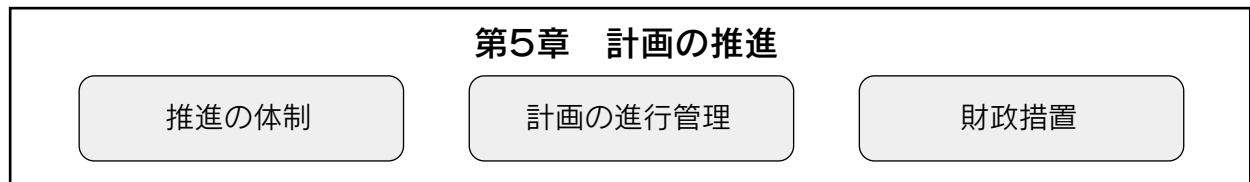
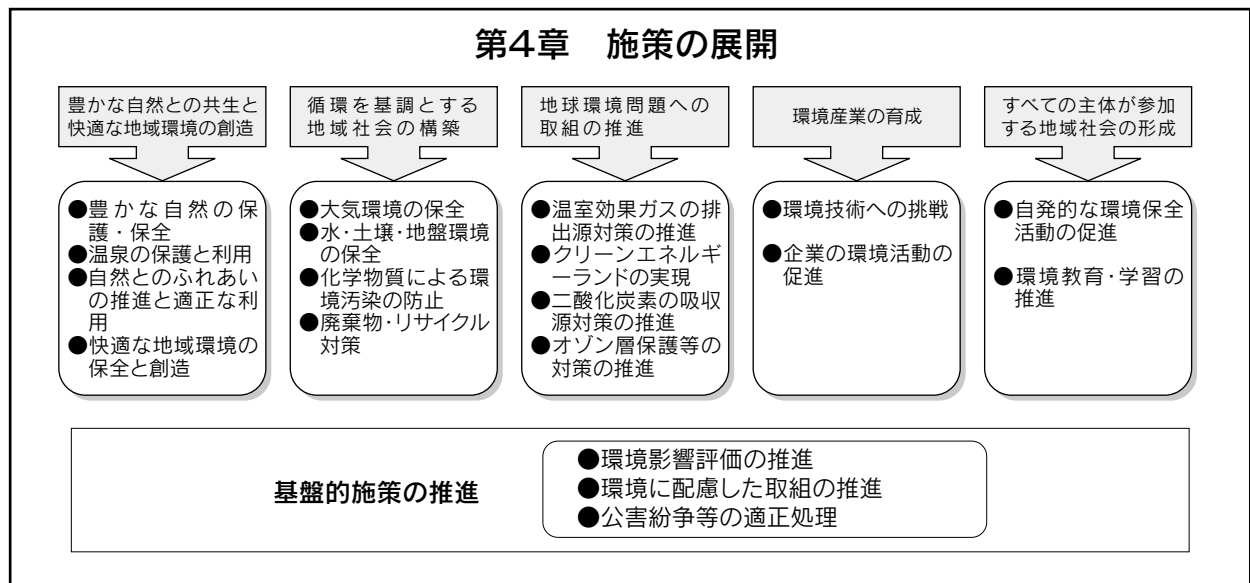
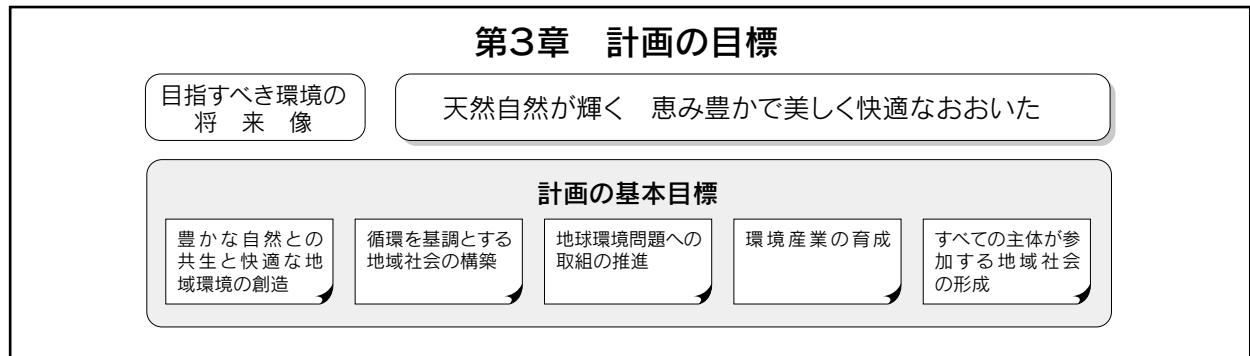
評価（A・B・C）の区分について

- 「A」 平成21年度の目標数値を達成している場合
- 「B」 平成21年度の目標数値の7割以上を達成している場合
- 「C」 平成21年度の目標数値の7割未満である場合
(削減する指標項目については基準年度の実績値を上回る場合)

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～の概要



第2章 環境に関する県民意識



第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を制

定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

| 事業の種類等 | 第1種対象事業 | 第2種対象事業 |
|------------------------|--|--------------|
| 1 県道、市町村道の建設 | 4車線、7.5km以上 | - |
| 2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 | 200t/日以上 | - |
| し尿処理施設の建設 | 100kl/日以上 | - |
| 廃棄物最終処分場の建設 | 25ha以上 | 5ha以上25ha未満 |
| 3 工場等の建設 | 排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上 | - |
| 4 公有水面の埋立て又は干拓 | 40ha以上 | 20ha以上40ha未満 |
| 5 流通業務団地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 6 住宅用地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 7 工場用地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 9 ゴルフ場用地造成事業 | 50ha以上 | 10ha以上50ha未満 |
| 10 その他の土地開発事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 11 規則で定める事業 | - | - |

| | |
|------|------------------|
| 港湾計画 | 埋立て・掘込み面積150ha以上 |
|------|------------------|

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、アイドリングストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な

運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

（条例の概要については図4参照）

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部の県民のモラル低下により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを

通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための**顕彰の実施**や「**環境美化の日**」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の**投光器の使用**（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光

に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全

部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。

(平成22年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表5aを参照)

表5 a 「美しく快適な大分県づくり条例」適用関係

(平成22年10月1日現在)
(○…県条例適用 ●…市町村条例適用)

| 市町村名 | ごみの投棄 (※) | 自動販売機 の回収容器 設置義務 | ピンクちら しの掲示等 (※) | 動物のふん 等の放置 | 自動車の 放置(※) | 自転車の 放置(※) | 落書き (※) | 悪臭等の 配 慮 | 投光器の 使用 (※) |
|-------|--------------|------------------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|----------------|
| 大 分 市 | ● | ● | ●(印刷物等) | ●(飼犬) | ● | ● | ○ | ○ | ○ |
| 別 府 市 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ |
| 中 津 市 | ● | ● | ○ | ●(飼犬) | ○ | ● | ○ | ○ | ○ |
| 日 田 市 | ● | ● | ●(印刷物等) | ●(飼犬) | ● | ● | ○ | ○ | ○ |
| 佐 伯 市 | ● | ● | ○ | ●(飼犬) | ○ | ● | ○ | ○ | ○ |
| 臼 杵 市 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ |
| 津久見市 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ |
| 竹 田 市 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 豊後高田市 | ● | ● | ● | ●(飼犬、飼猫) | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 杵 築 市 | ● | ○ | ○ | ●(飼犬) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 宇 佐 市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ |
| 豊後大野市 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 由 布 市 | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 国 東 市 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 姫 島 村 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 日 出 町 | ● | ● | ○ | ●(飼犬、飼猫) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 九 重 町 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 玖 珠 町 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注)「※」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。

3 施行状況

条例の実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施している。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても概ね改善傾向にある。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に代わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成22年度には2個人8団体を表彰した。(平成22年度の受賞者は表5bを参照)



表5 b 平成22年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

| 団体名等 | 市町村名 | 主な功績 |
|-----------------------------------|------|---|
| (1) 地域環境の美化に関するボランティア活動 | | |
| (団体) 大分ライオンズクラブ | 大分市 | 長年にわたり、JR大分駅前や、大分川河川敷などの清掃活動を月に1回実施している。また、レオクラブと一緒に清掃活動をしており、特に昨年は会の50周年記念事業として、小学生と一緒に河川敷の清掃や川遊びをするとともに、手づくりベンチを寄贈するなど、地域の環境美化と子どもたちの意識向上に貢献している。 |
| (団体) 大分市立城南中学校 | 大分市 | 長年にわたり、年2回の尼ヶ瀬川の清掃活動を実施するとともに、水生生物や水質、ごみの状況を観察している。また、地区内に環境美化のポスターやビラを配布するなど、地域の環境美化に貢献している。 |
| (団体) めだかの学校生活学校 | 竹田市 | 長年にわたり、小学生を巻き込んで川の汚染調査や廃油石鹸・キャンドルづくりなどの環境保全活動を行っている。また、久住高原一帯の清掃活動や古着のリサイクルなどに取り組み、地域の環境美化と環境保全運動の発展に貢献している。 |
| (団体) 湯布院町青少年ボランティアサポートセンター | 由布市 | 長年にわたり、湯布院町の青少年や地域住民を巻きこんで季節ごとに「私たちの町クリーン作戦」を実施するとともに、ごみの減量などの環境学習を開催し、地域の環境保全運動の発展に貢献している。 |
| (個人) 柳井 忠臣 | 佐伯市 | 長年にわたり、「佩楯山」の森林保全活動に取り組んでいる。また、道路のごみ拾いや番匠川の清掃活動を実施し、地域の環境保全運動の発展に貢献している。 |
| (個人) 大野 力 | 別府市 | 長年にわたり、別府市北鉄輪地区のごみ拾いや草取り等の毎日の清掃活動を続けている。また、台風の後の折れ木の片付けや道路沿いの木の枝の剪定をするなど、地域の環境美化に貢献している。 |
| (2) 環境保全に関する学術研究・普及啓発 | | |
| (団体) 大分県立玖珠農業高等学校 | 玖珠町 | 平成16年から地域の団体と連携して、ミヤマキリシマの保護・増殖活動に取り組んでいる。また、長年にわたり、JR豊後森駅の清掃活動や地区の婦人会と共同で玖珠インターチェンジ前の広場や玖珠町内の交差点にある花壇の管理を実施するなど、自然保護・環境保全活動に貢献している。 |
| (団体) 特定非営利活動法人おおいた生物多様性保全センター | 大分市 | 久住高原などの自然環境を、生物多様性の視点でモニタリング調査している。また、生物多様性の重要性を広く啓発し、自然環境を保全する取り組みを行うとともに、くじゅうのエコツーリズムのガイド養成講座を実施するなど、自然保護・環境保全の普及啓発活動に尽力している。 |
| (3) ごみゼロおおいたキャンペーンの推進に協力 | | |
| (団体) 安岐町商工会西安岐支部 | 国東市 | 小川商店街で開催している小川見立細工・夏祭りにおいて、平成19年より「打ち水大作戦」を実施。伝統あるイベントの中で地域住民を巻きこんで「打ち水」を実施し、「ごみゼロおおいたキャンペーン」の普及に貢献している。 |
| (4) その他美しく快適な大分県づくりに貢献したもの | | |
| (団体) 株式会社ホームインプループメントひろせ | 大分市 | 平成16年から、企業参画の森づくりの活動に参加している。おおいた森林組合と連携して、社員ボランティアを中心に森林の枝打ち等の作業を実施し、環境保全活動に貢献している。 |

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等、(2)県外産業廃棄物の搬入、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

- ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。
- イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。
- ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

- ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。
- イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定の中に、県外排出事業者が、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する規定を盛り込む。
- ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。
- エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

- ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。
- イ 産業廃棄物の発現場以外で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。
- ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性

- 適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立入検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。
- さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

- 大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに、生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成22年4月1日現在の許可状況は、13市1町で46事業者、面積461,931㎡、土量1,550,172㎡となっており、うち県外土砂は、面積で14.8%、土量で37.6%を占めている。

なお、立入調査による土壌及び水質検査結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

| 年度 | 許可数 | | 埋立面積(㎡) | | | 埋立土量(㎡) | | |
|--------|-----------|---|----------------|---------------|------|----------------|---------------|------|
| | うち 県外分 | | うち県外分 面積(㎡) | うち県外分 率(%) | | うち県外分 土量(㎡) | うち県外分 率(%) | |
| 平成18年度 | 8 | 1 | 63,262 | 27,501 | 43.5 | 243,293 | 180,968 | 74.4 |
| 平成19年度 | 21 | 2 | 199,211 | 7,069 | 3.5 | 648,537 | 15,755 | 2.4 |
| 平成20年度 | 10 | 1 | 151,806 | 33,683 | 22.2 | 616,898 | 385,755 | 62.5 |
| 平成21年度 | 7 | 0 | 47,652 | 0 | 0.0 | 41,443 | 0 | 0.0 |
| 累計 | 46 | 4 | 461,931 | 68,253 | 14.8 | 1,550,172 | 582,478 | 37.6 |

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

平成18年3月 公布
平成18年10月 全部施行

平成18年12月 指定希少野生動植物の指定 (11種)
平成20年3月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
平成20年3月 保護管理事業計画の決定 (4種)
平成21年3月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
平成22年3月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
平成22年3月 保護管理事業計画の決定 (1種)

今後は、指定希少野生動植物の追加指定等に取り組むこととしている。

| | |
|-----|---|
| 植 物 | タマボウキ (ユリ科) H18.12 指定 チョクザキミズ (イラクサ科) H18.12 指定 ナガバヒゼンマユミ (ニシキギ科) H18.12 指定 ヒメユリ (ユリ科) H18.12 指定 イワギリソウ (イワタバコ科) H18.12 指定 ヒゴタイ (キク科) H18.12 指定 ホウライクジャク (ホウライシダ科) H18.12 指定 オオミズゴケ (ミズゴケ科) H18.12 指定 イワギク (キク科) H20.3 指定 ナゴラン (ラン科) H20.3 指定 オトメクジャク (ホウライシダ科) H21.3 指定 オグラセンノウ (ナデシコ科) H21.3 指定 ヤツシロソウ (キキョウ科) H22.3 指定 |
| 動 物 | カブトガニ (カブトガニ科) H18.12 指定 オオウラギンヒョウモン (タテハチョウ科) H18.12 指定 クロシジミ (シジミチョウ科) H18.12 指定 オンセンミズゴマツボ (ミズゴマツボ科) H22.3 指定 |

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

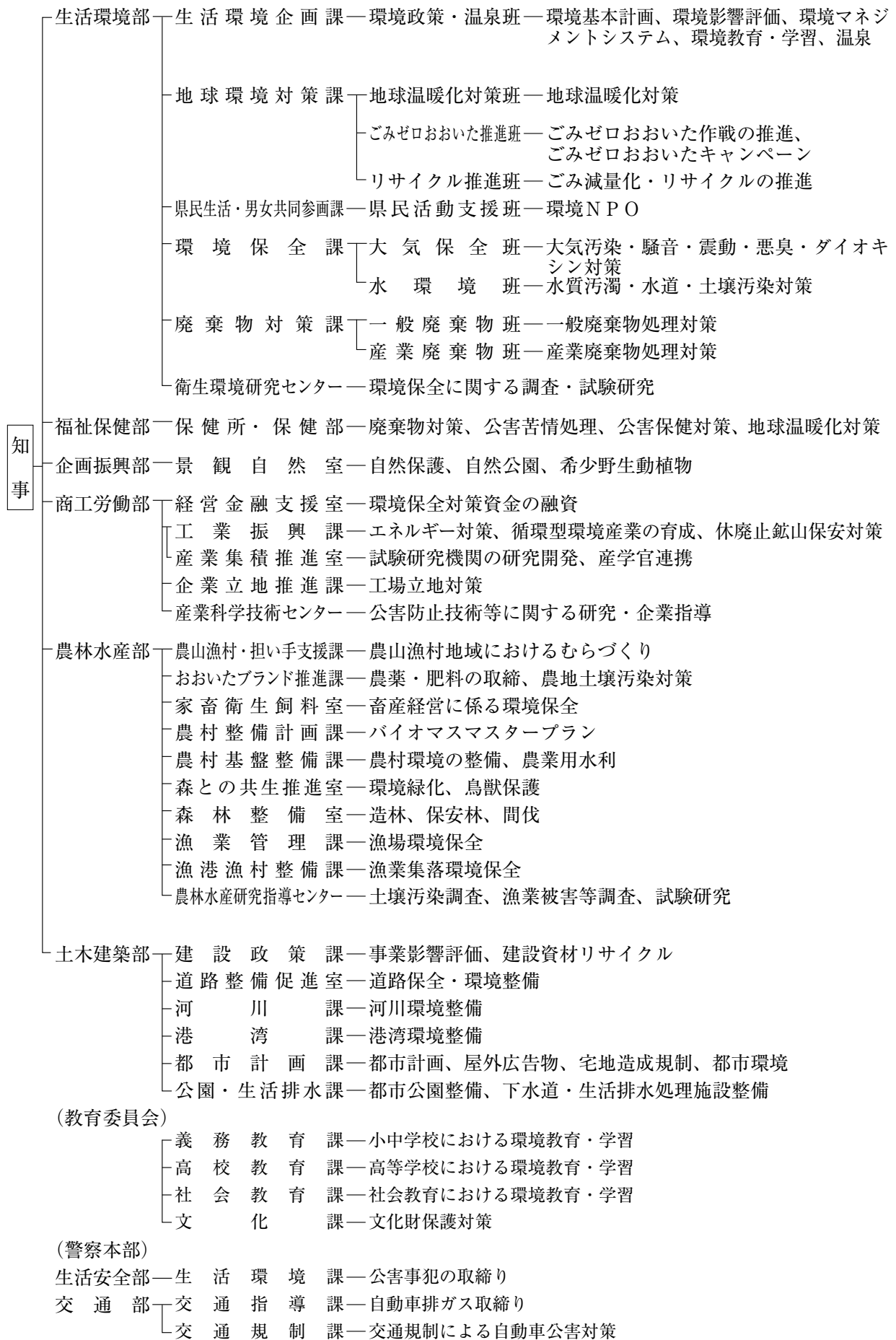
一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正により、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正により、低炭素社会構築に向けて大分県におけるCO₂削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなどの見直しを行ったところである。

平成22年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図9-1のとおりである。

図9-1 県の環境保全行政組織（平成22年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置され大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4

月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図9-2のとおりである。

*各種審議会の委員の名簿については、資料編2.各種審議会委員等名簿参照。

表9-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成22年4月現在)

| 名称 | 根拠法令（設置年月日） | 所掌事務 | 組織 | 21年度の開催状況 |
|----------------|--|--|--|---|
| 大分県環境審議会 | 環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法 第51条 大分県環境審議会条例 (H6.8.1) | 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること | 委員 43人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 5人 | 総合政策部会 22.2.17 ・大分県新環境基本計画の推進状況について ・大分県環境審議会運営要綱の一部改正について ・各部会の決議事項について ・各部会に関する主な取組について 水質部会 22.2.9 22.3.17 ・議事録署名委員の指定について ・平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について ・平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について ・公共用水域が該当する水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について 自然環境部会 22.2.16 ・指定希少野生動植物の追加指定について ・保護管理事業計画 温泉部会 21.6.1 21.7.31 21.9.28 21.11.24 22.1.29 22.3.24 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について 鳥獣部会 21.7.31 ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について 佐伯市の沖黒鳥獣保護区特別保護地区 環境緑化部会 開催せず（審議案件なし） |
| 大分県環境影響評価技術審査会 | 大分県環境影響評価条例第48条(H11.3.16) | 知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること | 委員 13人 | 21.8.5 ・藤ヶ谷清掃センター更新計画に伴う環境影響評価準備書について 21.10.13 ・藤ヶ谷清掃センター更新計画に伴う環境影響評価準備書に対する答申案について |
| 大分県公害審査会 | 公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29) | 公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと | 委員 10人 | 22.1.14 ・大分県公害審査会委員の任命について ・会長の選出について ・大分県公害審査会に係る調停の状況について ・公害紛争処理制度と調停手続きの進め方 |
| 大分県漁業被害認定審査会 | 大分県公害被害救済措置条例(S48.12.25) | 漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること | 委員 8人 | 22.2.3 ・赤潮の発生状況及び赤潮被害対策等について ・平成21年度の赤潮発生にともなう漁業被害の認定について |